

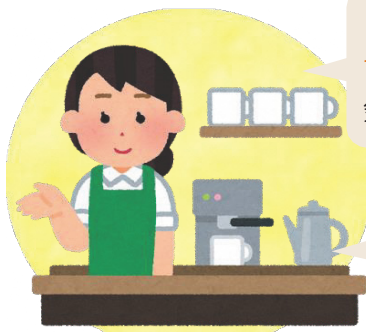
ケース1 レジでの声かけ



最初はこちらからお声がけした方が、利用者側は使いやすいようです。お声がけをしていると2回目以降はリピーターになる方が多いですね。

積極的に声かけをすることで、子育て家庭に優しいというイメージが定着し、子育て家庭に好評いただいています。お子様連れのお客さまが増えました。

ケース2 独自の広報物の作成



レジの会計時のお金受けにパスポートが利用できる旨、記載しています。入口のステッカーに気付かなかった人も、会計時に気付けるので利用率の向上につながっているようです。

レジの脇に独自に作成したポップと、県から送付のあったミニのぼり旗を置いています。皆さんそれをみてパスポートカードを利用しているようです。

ケース3 企業・店舗公式HPでの紹介

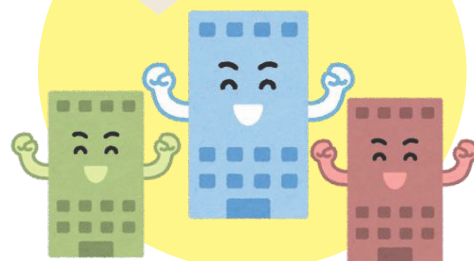


当企業は、公式HP内で「やまがた子育て応援パスポート事業」協賛店であることと、その取組み内容を紹介しています。

SNS(インスタグラム、フェイスブック、X等)で当店のサービス内容やお客さまの喜びの声を紹介しています。

できることから、子育て家庭を応援してみませんか？

企業イメージもアップ！



子育て家庭の新規顧客獲得にも！

協賛のお申し込みをお待ちしております！

「やまがた子育て応援パスポート事業」Q&A

Q1 「やまがた子育て応援パスポート」とはなんですか？

A1 県内にお住まいの子育て家庭に「パスポート」を交付し、事業に協賛していただいている企業や店舗（協賛店）でパスポートを提示すると、さまざまなサービスを受けることができます。

Q2 対象は誰？

A2 平成31年2月末までは、「妊婦又は小学生までの子どものいる家庭」を対象としていましたが、平成31年3月1日より、「18歳未満（18歳に達した年度末まで有効）の子ども又は妊婦のいる家庭（住民票上の同一世帯）」まで対象を拡大しています。

また、平成28年度より「子育て支援パスポート事業」の全国共通展開が開始され、他県のパスポートカードでもサービスを受けられるようになりました。

なお、対象は協賛店ごとに設定することができます（「対象のお子様や妊婦のみ」、「中学生まで」、「小学6年生以下」、「未就学児限定」、「県内の方のみ」等）ので、対象を限定される場合は、協賛店用のステッカーに記載していただき、利用者へよりわかりやすくサービス内容・対象等の周知をすることが協力をお願いします。

Q3 全国共通展開ってなんですか？

A3 平成28年4月より、国と全国の自治体が協力して、「子育て支援パスポート事業」の全国共通展開が開始され、平成29年4月からは全都道府県で相互利用が可能になりました。

受けられるサービスは、利用先の都道府県・店舗が設定した対象・利用条件・サービス内容となります。

詳しくは、こども家庭庁のホームページをご覧ください。

🔍 こども家庭庁 子育て支援パスポート 🔍 検索

Q4 全国共通展開に必ず協力しなければならないのでしょうか？

A4 全国共通展開への協力は各協賛店の任意です。ご協力いただけない場合は、県しあわせ子育て政策課までご連絡ください。

なお、全国共通展開については、既協賛店から「他県の新規来店者を獲得できた」、「長期休暇や帰省のシーズンで他県の人に利用してもらえた」等とお声もいただいておりますので、ぜひ前向きにご検討ください。

Q5 パスポートの確認方法は？

- A5** 平成31年3月より、パスポートカードの電子画像化を行っていますので、店頭にてスマートフォンなどで表示したパスポートをご確認ください。
- また、電子画像をプリントアウトした印刷物もパスポートとして利用できることとしています。なお、希望されるご家庭には、紙パスポート（子ども1人につき1枚）を交付しています。



Q6 子どもの人数に応じたサービス（ノベルティ等を子どもの人数分提供等）を提供したいが、パスポートで人数は確認できますか？

- A6** 電子画像には、お子さまの人数は記載されていないため、パスポートで確認することはできません。目視やその他証明書類での確認等での対応をお願いします。

Q7 既協賛店でどのようなサービスを提供しているのか知りたいです。

- A7** やまがた子育て応援サイト内の「協賛店検索ページ」からご確認いただけます。

「協賛店検索ページ」はこちらから



Q8 周知の方法は？

- A8** 協賛店の情報は、やまがた子育て応援サイトで公開しているほか、県や市町村の情報誌等で事業のPRを行うなど、周知に努めております。

また、協賛店には共通のステッカーや、のぼり旗等をお配りして、掲示をお願いしております。

なお、「病院、診療所及び助産所」や「あん摩、マッサージ、指圧、はり若しくはきゅう又は柔道整復の施術所」におかれましては、一般の方が誘引されるような場所（看板や施設入り口の外側等）への当該事業に関するステッカーやのぼり旗等の掲示は広告規制の対象となる可能性がありますので、施設内へ掲示するようお願いします。

Q9 独自のポップやポスター、チラシを作成したいのですが、素材はもらえますか？

- A9** 素材をデータで提供しております。加工に制限はございますが、店頭のスペース、デザインにあわせた掲示が可能となります。ご希望の場合は、下記担当までご連絡ください。

Q10 登録後、店舗情報・サービス内容の変更や登録解除したい場合はどうしたらいいですか？

- A10** 登録内容の変更や削除は随時受け付けております。下記担当までご連絡ください。

Q11 ステッカーやのぼりが汚れて使えなくなりました。新しいものはもらえますか？

- A11** 新しいステッカーやのぼりを送付いたします。下記担当までご連絡ください。

県で実施した「子育て応援パスポート」に関するアンケート結果より 子育て家庭の喜びの「声」をご紹介します



問い合わせ

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県しあわせ子育て応援部しあわせ子育て政策課

電話番号：023-630-2318 FAX 番号：023-632-8238

E-mail：ykosodate@pref.yamagata.jp